

J R 四国労組ニュース

平成29年6月26日（No.25）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

3 6 協定妥結！

本部は、4月24日に開催された経営協議会において説明を受けた「36協定違反」について、本日3回目の交渉を行った。

なお、前回の交渉において会社より「労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定の一部改正」について提案があったが、今回新たに協定の有効期間等の提案があり協議した。

【会社提案】

労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定の一部改正について

平成29年6月

J R 四 国

労働基準法36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定（以下、「36協定」という）について、以下のとおり一部改正する。

1 時間外労働時間数の1日の限度の一部改正

1日 8時間

ただし、次に定める日及び理由により勤務を命ずる場合に限り16時間

- (1) 特別休日、調整休日及び代休
- (2) 乗務員勤務における非番
- (3) 非常災害以外で、設備故障、旅客・列車対応等で早期の対応が必要な場合

2 乗務員勤務における2暦日にわたる臨時勤務及び連続乗務日数の限度の新設

乗務員勤務における2暦日にわたる臨時勤務及び連続乗務日数の限度は次のとおりとする。

(1) 2暦日にわたる臨時勤務 1箇月を通じて 動力車乗務員 2回

列車乗務員 3回

(2) 連続乗務日数 動力車乗務員 6日

列車乗務員 9日

3 現協定の取扱いと新協定の締結について

平成29年2月22日締結の現在の36協定については、平成29年6月30日をもって労使合意の上で解約することとし、平成29年7月1日より上記の改正内容を盛り込んだ新たな36協定を締結することとする。

4 協定の有効期間

平成29年7月1日より3ヵ月間とする。

※下線部が前回提案より新たに追加、変更された項目

《主な交渉内容》

- 【組合】これまでの交渉においても要員不足が原因であると訴えてきたが、今後、要員確保に向けての短期・中期・長期での計画を明示すべきである。
- 【会社】前回の交渉でも申し上げたが、明確な時期・期間等を開示するのは困難である。ただし、短期的な対策として、今年度列車乗務員として運転職場に配属される新卒者については、これまで秋頃に各系統に配属していたが、少しでも長く列車乗務員として従事できるよう他系統の要員需給も考慮しつつ検討したいと考えている。また、来年度については、採用数の拡大を図るとともに、運転士登用を前提とした契約社員車掌についても適性を判断し、採用数の拡大を図り、要員不足の解消に努めていきたいと考えている。
- 【組合】再発防止に向けたハード対策は進んでいるのか。
- 【会社】約半年の期間を要するが、当直システムを年度内に改修したいと考えている。
- 【組合】退職時期を3月末に統一するなど要員確保に向けた抜本的対策を講じるべきである。
- 【会社】引当金の関係等もあり、退職時期を統一するのは困難である。
- 【組合】1日の限度時間18時間を16時間とした根拠を明らかにされたい。
- 【会社】前回の交渉での貴側の申し入れを踏まえ検討した結果、現在の要員需給等を勘案すれば、1日の時間外労働時間数の限度8時間の見直しは困難である。しかし、乗務割交番作成規程が上限16時間であることから、それを踏まえ今回の提案とした。また、特定の乗務員にのみ負担がかかることがないように健康障害防止の観点から、2暦日にわたる臨時勤務の回数制限及び連続乗務の日数制限を設けた。
- 【組合】2暦日にわたる臨時勤務の回数制限及び連続乗務の日数制限について提案されたが、実際にこの制限を超えて勤務している組合員はいたのか。
- 【会社】過去3ヵ月の勤務を調査したが、実際にこれを超えて勤務している社員がいるのが実態である。
- 【組合】組合員の健康管理のためにも連続乗務等の制限を引き下げるべきである。
- 【会社】貴側の主張は理解するが、現在の要員需給等を勘案すれば、今回の提案内容とせざるを得ないと思う。今後の要員需給、行路の見直し等を踏まえ検討したいと考える。また、限度を設けるが、2暦日にわたる臨時勤務及び連続乗務については、なるべく少なくなるよう最大限努力するとともに、最終的には予備の要員確保を目指すこととする。
- 【組合】なぜ、有効期間を3ヵ月としたのか。
- 【会社】前回の交渉において、貴側から半年や1年間という長期の締結は困難であるという申し入れを踏まえ3ヵ月とした。なお、今回提案した内容が最終形ではないため、さらなる改正を含め協議したいと考える。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、ただし書きの上限時間が引き下げられたこと及び2暦日にわたる臨時勤務・連続乗務の日数制限の歯止め策が講じられたこと並びにさらなる改正を含めた協議が提案されたことから本日17時に妥結した。

以 上